

郡山市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月18日

郡山市長 椎根 健雄

郡山市規則第7号

郡山市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則

郡山市放課後児童クラブ条例施行規則（令和5年郡山市規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	定員	名称	定員
(略)		(略)	
小原田小児童クラブ第1教室	(略)	小原田小児童クラブ	(略)
小原田小児童クラブ第2教室	40名		
(略)		(略)	
開成小児童クラブ第2教室	(略)	開成小児童クラブ第2教室	(略)
開成小児童クラブ第3教室	30名		
(略)		(略)	
桜小児童クラブ第2教室	(略)	桜小児童クラブ第2教室	(略)
桜小児童クラブ第3教室	30名		
(略)		(略)	
多田野小児童クラブ第1教室	(略)	多田野小児童クラブ	(略)
多田野小児童クラブ第2教室	40名		
(略)		河内小児童クラブ	20名
(略)		(略)	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。